

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第 8 号



## Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan

University

### 目 次

定年退職を迎えて	中井美雄	2
ゼミ旅行雑話	長尾治助	4
立命館生活20年余を振り返って	菊井禮次	5
立命館大学法学部の皆さん!「またお会い致しましょう」	木棚照一	7
オーストラリア・ニュージーランドでの消費者法調査	堀田牧太郎	11
韓国出張報告 - その1・ソウル -	谷本圭子	12
アメリカン大学ロ・スクールとの憲法50周年記念シンポジウムの開催	大久保史郎	13
法学部のある四人組の自己満足と自己追放の歌四首	松岡正美	19

## 定年退職を迎えて

中井 美雄

この三月末に定年を迎えるが、定年ということについて、特にこれといった感懐がなくて弱っている。定年を迎えたからといって別に研究や教育への関心が雲散霧消するわけでもない。長い人生のなかで、この世に生を受けたり、学校に入学・卒業したり、就職したり家庭を持ったり、仕事やプライベートな生活の面で悲喜こもごもであったり、定年などというものよりももっと大事なことが沢山あったようにも思う。定年という制度があるから一つの区切りをつけるというだけのことである。むろん、定年という制度の積極的意義を否定するつもりはさらさらないが、定年という事実の到来には特にこれといった感懐はない。既定の事実の到来というに過ぎない。寧ろ、これからのあれこれで、種々思いを巡らすという楽しみを味わっているというのが偽らざるところである。

振り返ると、立命館では大学院も含めると37年余にわたって御世話になった。私は、運命論者ではないが、1960年に、大学院での勉強の場を立命館に求め、そこで民法研究の指導をしておられた西村信雄先生や板木郁郎先生との出会いがあって、思いもかけず、立命館での研究・教育の場を与えて頂いた。爾来長きにわたって、生来、頑固者で不器用であり、勝手気儘な人間をよく包み込んで下さったと、立命館に心から感謝している。ただ、民法の研究に関しては、西村先生や板木先生に、その方法や姿勢について深い御教示を得ながら十分に生かし得なかったことに忸怩たる思いを抱いている。幸いにして最近では体調も良く、気力も充実してきているので、これからもう一頑張り、思いを新たにしている。

私の研究は、修士論文であった「不動産賃借権に基づく妨害排除—財産権体系と権利保護制度についての一つの視点」に始まる。このテーマを取り上げたのは、当時の学界状況のなかで賃借権の研究が盛んであったことに

も影響を受けたが、それよりも、この論文のサブタイトルに表示したとおり、物権・債権を峻別する民法の財産権体系とそれぞれの権利侵害に対する法的救済論の進展のなかに、民法全体の俯瞰図を描き、民法研究の自分なりの方法や視点が見いだせるのではないかと考えたからである。わが国の民法典上、債権に位置づけられている賃借権の侵害に対して、わが国の民法理論はどのように対応してきたかを考察することによつて、民法理論=解釈論の動態や発展の一端を明らかにすることができるのではないかと考えたのである。その問題意識は続いて「ドイツにおける権利侵害予防制度の一考察」へとつながった。この論文は、ドイツにおける「一般予防的不作為の訴」の展開をフォローしたものであるが、一般的人格権という権利概念の形成過程において重要な役割を果たしたとされるドイツの「一般予防的不作為の訴」に関する理論展開を追ったものである。ドイツにおける「裁判による法創造」の典型例としてもしばしばあげられる。わが国において、戦後、公害被害の法的救済が議論されるなかで浮上してきた「差止請求」の検討の必要性に触発された面もある。今日、わが国の裁判所も「人格権」という権利概念に市民権を与え、その侵害を理由にする出版物発行の差止を認める事例が現れている状況にあるが、権利の生成やその保護のあり方を考える上においては、重要な手掛かりを与えるものだと考えた。その後の私の民法研究の基本的姿勢は、民法の既成の制度や規定と、新たに社会に生起してくる法的課題・紛争の解決のために必要と思われる法理論との乖離の解明と、それを克服するための考え方の検討という方向へ向かっていった。従って、「権利」論にも大きな関心を抱き続けている。私法における権利はもともと私人の自由活動領域を画するものであり、その領域においては私人の自由な活動が許容されるものである。むろん、恣意

的な権利行使が法的に許容されるわけではなく「権利濫用」論などの展開がみられるが、法的な権利を認めるということは私人の自由な活動を保証するということから始まったはずである。末川先生のいわれる許容的法規である。このことが権利論の出発点であると思いい、なおこの問題について論究を進めてゆきたいと考えている。研究については現在なお「日暮れて道遠し」の感ばかりであり、民事救済の法理論や制度論についても、いつかは自分なりの整理ができるよう努力を続けたいと思っている。

私の立命館の在職は1963年から1997年にわたっているが、最も落ち着いて自分の勉強ができたのはなんとといっても当初の1年半ほどの助手の時であった。雑用に患わされず外国書にも没頭できたし、資料の蒐集にも時間をかけることができた。大学助手という制度は今から考えれば、大学教員の育成という観点からはなかなか優れた制度だと思う。最近では大学全体にも余裕がなくてこの制度の運用は難しい面もあるが、今の状況だからこそこの制度の活用を再考してもよいのではないかと考えている。その他、印象に残るのは1960年代後半から1970年代前半にかけての時期と1980年代である。前者はいわずとした大学紛争の時代であり、その評価はさまざまありうるとしても、戦前から続いた大学像が崩れ、大学という研究・教育機関の社会的位置づけや機能が問われだした時代であったと思われる。私のような世代は戦前に基礎的な教育を受け、それなりの価値観の洗礼を受け、大学についても「象牙の塔」的感覚が強い。それが戦後、高等教育の大衆化の流れに曝され、好むと好まざるとにかかわらず、大学のあり方について考えざるを得なくなった時代であろうと思っている。昭和44年度の入学試験に際しての印刷委員としての仕事や、学生部次長当時の寮問題の後始末などいろいろと記憶に残ることは多い。また、1980年代は公私にわたって、危機状況を経験した時代であり、自分にとっては正念場でもあった。病気をしてみても、医療技術の進歩を実感させられた

し、また、一人の人間の疾病がもたらす家族をはじめとする人間関係への影響についてもいろいろと学ぶことがあったように思う。医療過誤法にも関心をもつ者として、考えさせられることが多かった。医師をはじめとする医療関係者は患者の病気を科学的・合理的手法に基づいて治癒させようと最大限の努力をするが、患者の側からすれば、如何に治療方法や予測される効果について説明を受けても、なお一抹の不安と諦念が残ることは事実ではないかと思う。医療における自己決定とは患者が得た情報に基づく自らの合理的な判断なのか、あるいはある段階で清水の舞台から飛び下りる決断をすることなのか、などと考えていたものである。専門家としての医師の倫理観や責任ある判断に頼らざるを得ない面のあることは否定できないように思う。この時期は、ゼミの学生やOBに随分と励まされた。あらためて、大学におけるゼミの意義を見直した思いであった。60年代の後半と80年代の全体は、個人的に苦しみも多かったが、逆にいろいろと鍛えられた時代でもあったと思っている。不十分ではあったが、事に臨んで、自分としては最大限の努力をしたつもりでもあり、立命館でのいくつかの経験は私の貴重な糧ともなっている。

今あらためて、大学の教員は厳しい研究姿勢を維持し続けることが基本であると思っている。深い研究が自分の講義に自信をもたせ、また研究に基づいた成果が学生に還元されることによって学生に対する責任を果たすことができ、ひいては学生を大事にするにもなる。もし大学教員が十分に研究を行えない状況があるとするならば、それは克服されなければならない課題である、ということであらためて痛感している。37年間の長きにわたって私を生かしてくれた立命館に深く感謝を申し上げる。

(なかい・よしお 民法)

## ゼミ旅行雑話

長尾 治助

1997年2月3日ゼミ旅行を実施する。1時間、蟹の喰べ放題ということにつられてか宿泊地は金沢ということになった。蟹にありついている間、気持ちが身をとりだすことに集中しているため、誰もが何もしゃべらない。この沈黙の間を有効に活かす手はないものか、そう、引率の教員として、この際、学生諸君の糧となることでも話そう。それが次の雑話である。

人には与えられた課題があるのであって、「生きる」とは、それをやりとげることであると思う。それ故、まず何が課題であるのかを知ることが大切なのだが、経験からそれを学ぶこともあれば、読書や教育を通じそのことを知識として得ることもある。しかも、自己に与えられているその課題なり任務といったものがあることに気が付く時期も人によって異なっている。幼児期はさておき、青年期、壮年期といった人生の諸段階のうち、どこかの時期に、このことに気が付く人は幸いといわなければならない。やり遂げる目標を確立でき、生きることを実体験できるのであるから。

もっとも、多くの人には、この時期、無我夢中で生活することに没頭している状態にある。

この状態を抜けだしたとき、一つの答えが待ち受けている。生きていて良かったと感動を憶えるか、早く死んだ方がましだったと思うか、良いこと・悪いことこれすべて人生と達観するか、である。

それはとにかく、人にはその人なりの課題が負わされている。「先達はあらま欲しけれ」というが、ここは一つおこがましくも先達となって、さしずめ学生諸君が近々の中に迎えるであろう20年代後半期までの目標を提供しようと思う。その目標は三つある、というのが宗教家でもあり法律家でもあったカール・ヒルティの言であり、私もこれに

共鳴する。「A君、その三つとは何でしょう。」赤い甲羅をいじくる手を休めて学生A君曰ク。「一つは就職です。」それから、とB君に問うと、「結婚」という答えが返ってくる。大学生として相応の答えである。就職についていえば、何のための就職かをさらに考えて欲しいものだ。安定した収入の確保＝経済生活の基盤作りというだけではなく、自己をさらに成長させるに足る仕事につくことが大事ではないか。そうして、仕事を得、家庭を築いても、納得のいくしっかりした考え方と寛容さが伴っていないければ幸福とはいえない。20年代後半期までに確立すべき目標の第一に、ヒルティが信仰を挙げているのもむべなるかなである。

「ではC君、自分の考えなり、信念なりを確立していく上で、どんな書物や体験がこれまで有益だったのですか。」と私は他の学生に問う。様子からすると、C君は殆ど書物らしい書物をひもといたことがないらしい。漫画本、コンピューター・ゲームの世代でバイクを買うためアルバイトといった若者を取りまく社会環境にC君は埋没しているのかもしれない。

それならそれで、丁度、金沢へ来たところで、石川近代文学館を見学することも学生諸君には一つの刺激になるかもしれない。そこで私は、北風に混じって時折吹き寄せる雪に見舞われながら市街を散歩するより余程有意義なゼミ旅行となる筈なので、「明日は皆で兼六園へいき、そのあとは自由行動としましょう。どこへ行くのも自由ですが、旧制第四高等学校のもとの校舎を利用した近代文学館はおすすめですよ。」と学生諸君に案内してみた。でも蟹三匹、いや五匹を平らげようと学生諸君の目は血走っている。手さばきの早いこと。翌日、彼らがはたして近代文学館を訪れたかどうか私は知らない。

(ながお・じすけ 民法)

## 立命館生活 20 年余を振り返って

菊井 禮次

1975年の秋に、立命館大学法学部の池田誠教授から同学部への移籍の打診を受けた時、私は躊躇することなく教授のお誘いに甘えることにした。それには二つの理由があった。一つは、当時在籍していた岡山大学法文学部で、私は20年近く場違いな「西洋政治史」講義を担当していたが、そろそろ本来の専攻分野である国際政治学の講義を受け持てみたいと考えていた矢先だったからである。もう一つの理由は、立命館で私に予定されていた国際政治論のポストは、私の京大での恩師、立川文彦先生の兄弟子に当たる田中直吉教授（1933年の滝川事件で京大を辞職）が戦前・戦中の立命館大学で「外交史」として担当され、戦後は、院生時代に秘かに私淑していた前芝確三教授が担当されて、その講義からマルクス主義的国際政治学の労作を次々と生み出しておられた由緒ある講座だったからである。前芝先生の衣鉢を継いで、自分なりにマルクス主義的国際政治論の体系を構築してみたいという思いが、私を学生時代を送った京都の地へと一路駆り立てた。

さて、果たして前芝教授の衣鉢を継ぎ得たかどうか、この20年余りの自分の仕事振りを振り返ってみて内心忸怩たる思いがあるが、私が遣り残した課題は、4月に赴任してくる同じ立川門下の豊下楯彦君が引き継ぎ、彼独自の視点から、得意とする実証的研究を通じて、彼の在任中に大輪の花を咲かせてくれることだろう。また私自身も次年度以降暫くは幸いにも特任教授のポストを与えて頂いたので、彼の後ろを走る第二走者として、自分のペースで今遣りかけの仕事が続けていきたいと考えている。元々外交史から出発して、戦後国際政治の理論研究へと傾斜していった私にとっての心残りは、理論研究から再び歴史研究へと上向的に回帰する仕事を、専任教員の時代に果たせなかったことであ

る。厚顔ながら当分の間、「立命館法学」の場を利用させてもらって、未完のままに止まっている「現代国際政治史序説」の執筆を間歇的ながら続けていきたいと願っている。

ところで、岡山大学という国立系の職場から私学の立命館大学法学部に転じて、悲喜交々、私を驚かせた幾多の事柄があった。現役を去るに当たって、印象に残っている二、三の事柄に触れておきたい。その一つは、物質的な意味での研究・教育条件の問題であった。当時、北大に次いで広いと言われていた広大なキャンパスの前任校（及び個人研究室）から広小路の立て込んだ立命館の学舎群（及び狭くて薄暗い個人研究室と称されていた小屋）に移って来て暫くのあいだ、私は研究が手に着かなかった。故前芝教授が日常、このような設備の悪い研究室を使って、次々と著作を物にされていたのだとすれば、そのエネルギーは私にとって驚異的であった。その後法学部も衣笠キャンパスに統合されて、研究室の条件はある程度改善されたとは言うものの、未だに大半の教員が研究室と書庫を別室にして利用しているという状況は、やはり普通ではなからう。研究室の条件がよくなれば必ず充実した研究業績が上げられるとは限らないとしても、一般的に言えば、安かろう悪かろうは世の習いである。

第二に、研究条件の劣悪さとは対照的に、立命館に来て私が強く印象づけられたのは、学部事務職員たちの教員に対する親切できばきとした応対ぶりである。国立大学事務職員の怠慢さと小役人根性を嫌というほど経験してきただけに、立命館の職員の的確な対応は極めて新鮮に映った。しかし、近年になって学部事務室の職員数が、増大するばかりの学生数に比して相対的に減らされ（ということは中川会館への中央集権化が図られ）、数少ない職員が日夜きりきり舞いしている姿を目の当たりにすると、教材用のコピー一つ頼

むのでも気が引ける(私は強引に常に頼んできたが、それは言わば当然の職分であろう)。これはやはり正常な状態とは言い難い。徒に中央集権化の進む中川会館から、多くの事務職員を学部事務室に引き揚げることが早急に必要となっていると言えよう。

第三に、教授会の雰囲気について。学部教授会の毎度に及ぶ長丁場は、前任校でも経験していたから取り立てて違和感はなかったが、むしろ驚かされたのは、他学部の内部問題についても延々と議論していることであった。それは、大学全体の民主的運営という観点から必要なかもしれないが、ある学部がインスティテュート制を導入すればその他の学部も一斉に右へならえをする、という立命館方式は未だに馴染めない。これでは却って、各学部の優れた個性(学生の個性を含めて)を殺すことになりはしないかと恐れるのである。近年の教授会でもう一つ気になる現象は、若手教員の下克上の発言が余り聞かれなくなったことである。「若手懇」で事前討議と意思統一がなされている所為であろうが、いささか淋しい光景ではある。私のようなロートルの一匹狼の発言よりも、若手による侃々諤々の下克上の発言の方が、大学全体を文字通り民主的に動かす上で遙かに効果大であることは明らかだからである。最近の学生が温和になったからといって、若手教員までも物分かりがよくなり過ぎては、立命館民主主義の発展にとって困ることにならないか。

第四は、大学行政についての印象。学部行政に不得手且つ不真面目であった私が言えば不遜に聞こえるかもしれないが、ここ数年、立命館大学では、主として研究・教育志向型教員と学内行政志向型教員とへの悪しき二極分解傾向が、全学的にも学部内でも進行しつつあるように感ずるのは、私の杞憂もしくは偏見であろうか。全国的に見て大学が転換期に差しかかっている現在、学内行政への参加は避けて通れない重要課題であろうが、近年やたらに増える各種委員会は、やはり何らかの整理と規制が必要なのではあるまいか。上述の二極分解傾向を是認するのであればとも

かく、そうでないとすれば、研究意欲に燃える全ての若手・中堅教員が息切れせざるを得ないような大学「改革」一点張り運営には、どこかで大蛇を振るう必要があるだろう。蓋し、大学の真髓が「改革のための改革」にあるのではなく、あくまでも研究・教育の発展にあることは言を俟たないからである。

第五に、法学部「改革」そのものについて。入試制度の改革、学部カリキュラム改革、セメスター制の導入等、殆ど毎年のように「改革」を繰り返してきたが、こゝらで一度、5年前、10年前の学生と現在の学生との実質的な学力の比較調査をやってみる必要があるのではないだろうか。私には、どうも最近の平均的な法学部学生の学力水準が以前よりも低下しているように思われて仕方がないのである。もし調査の結果、客観的に見て現役学生の学力が劣化しているとするれば、勇気を奮って、より簡素であった以前の教学システムに戻すことが要請されるだろう。具体的に言えば、逆説的に聞こえようが、5コース制に分かれる以前の学生の方が、現在の政治・行政コース在籍の学生よりも政治学の学習に熱心であり、成績も優れていたことは否定できないからである。そのことは、多かれ少なかれ他のコースの学生たちにも言えるのではないか。

「現役退場のご挨拶」を書くつもりが、とんだ御託を並べる結果になってしまった。これも、何とか性痴呆症の初期兆候と思い召して、諒とせられたい。最後に、かつての民主主義法学(と政治学?)のメッカ、立命館大学法学部の旗印が再び高々と掲げられる日の近からんことを信じて、教授会諸兄弟へのお別れの詞としたい。

(きくい・れいじ 国際政治学)

## 立命館大学法学部の皆さん！ 「またお会い致しましょう」

木棚 照一

わたくしは、本年3月をもって27年間勤めてきた立命館大学法学部を依願退職し、早稲田大学法学部に移ることに致しました。この点で、まず、立命館大学法学部の学部長を始めとする同僚の皆様大変ご心配、ご迷惑をおかけしたことをお詫びしたいと思います。また、定年退職ではありませんので、最終講義という形でわたくしの思いを述べる公式な機会を持ちません。去る2月22日「からすま京都ホテル」において、わたくしが係わってきた研究会の会員、立命館大学の先輩・友人、ゼミの学生・院生を中心に、いわば内輪で「送る会」を催して頂きました。そこで「国際私法と私」と題する20分程度のスピーチを致す機会に恵まれました。わたくしは、その原稿を中心に、わたくしの学問と立命館大学への思いを立命館大学法学部の同僚であられた諸先生、卒業生諸君にメッセージとして残しておきたいと思えます。

まず、わたくしが国際私法を研究しようと考えた動機からお話してみたいと思えます。わたくしは、中学時代のある時点を境に法律を研究する学者になりたいと考えるようになりました。大学に入り、60年安保を経験する中でその気持ちがいよいよ強くなっていました。しかし、我妻栄先生の『民法講義』などを読んでいるうちに、法律学の難しさが次第に分かってきて、自分の望みが容易に達成できないことに気づいてきました。ちょうどそのような頃、専門課程に進んだ2回生の後期に、当時大阪市立大学教授であられた実方正雄先生の「国際私法」の集中講義を聞きました。実方先生は、商法学者として知られていましたが、有斐閣から『金約款論』や『国際私法概論』などの著書が出版されている国際私法学者としても著名な方でした。先生は、国際私法を万民社会の法として世界法の

中で位置づけて、国際私法を各国の国家主権から解放すべきだとする田中耕太郎『世界法の理論第2巻』に基づいて、「国際私法は、日本の法であっても単なる日本の国内法であってはならず、万民社会の法でなければならない。また、国際私法を解釈、適用する裁判所は、日本の裁判所であっても単なる日本の国内裁判所にとどまってはならず、万民社会の裁判所でなければならない。」と説かれ、これを基礎として講義を進められた。わたくしは、この講義を通じて抵触法という新たな法分野に興味を持つとともに、この法分野がきわめて理論的で、高度に哲学的な側面を持つ魅力的で未開拓な学問領域のように思いました。そして、田中先生のこの本を必死に読みました。この本によりますと、「Ubi societas ibi ius (社会あるところに法あり)」という格言を前提として、人類の国家を越えて展開される交通によって万民社会が形成され、このような万民社会の法秩序が世界法であるが、統一法が不十分な現状においては国際私法は、各国の国内法に世界法的効力を生じさせるための不可欠の運河である、とみて、従来の反致論、法性決定論、公序論などの国際私法の基礎理論が国家的立場から国際私法を捉えているために理論的に矛盾をきたしていると批判する、のであります。そして、このような立場から、国際私法の解釈のあり方、国際私法規定の欠缺の補充、当事者自治の原則の肯定などを理論づけるとともに、サヴィニー、ヴォン・パウル、マンチーニ、ジッタ、チーテルマン、フランケンシュタインなどの学説を検討し、これらの学説によって国際主義が発展していることをみて、主としてジッタの見解を支持して国際私法を万民社会の法、ないし、世界法の一つとみるのです。わたくしは、この本を通じて学問の一つのあり方、方法を学ぶとともに、国際私

法の捉え方にわたくしなりの疑問も持ちました。と申しますと、当時の私がとてもできる良い学生であったように誤解されるかもしれません。実は、最初にこの本を読んだときは実方先生の講義を聞いた後にもかかわらず、田中先生の哲学が理解できず、最後まで読み切ることができませんでした。その頃偶然立ち寄った古本屋で、田中先生が世界法の理論を書く数年前に書かれた『法と宗教と社会生活』という本を手にいれました。この本には、「神の国は一つである。人間の国も一つでなければならない。来るべき世界国家のために世界法の理論を研究することは、法学者の崇高にして緊要な任務である」という趣旨のことが、世界法の理論の構想をより分かり易くなるように、書かれていました。この本の助けによって世界法の理論がわたくしにとってより身近なものに感じられたのです。そして、もし、学問をやる機会を得たら、是非とも国際私法をやってみたいと考えるようになりました。

わたくしは、幸運にも名古屋大学で山田隼一先生のもとで国際私法を学ぶ機会を得ました。修士の1年が過ぎる頃、山田先生がイギリス、アメリカに留学されることになりました。修士論文のテーマを選ばなければならなくなりました。わたくしには、総論的課題よりも、各論的課題、それも世界法の理論でも扱われている属人法主義と属地法主義、さらにできれば当事者自治の原則が絡み合うテーマが興味深く思われました。山田先生との長時間にわたる議論の中で国際相続法をテーマとすることを許して頂きました。そして、その後国際相続法が私の主たる研究テーマとなりました。相続は人の死亡による財産の移転である点で財産法にかかわりますが、死者の近親者への移転である点では親族法上の身分関係の効果であり、家族法的側面を持ちます。伝統的に財産法については属地法が、家族法においては属人法が妥当すると考えられてきました。各国の国際私法を比較法的にみましても、相続統一主義と相続分割主義、属人法における本国法主義と分割主義、さらには実質私法における包括承継主義と清算主義が複雑

に絡み合うだけに、問題点の宝庫であるように思われました。しかし、このような国際相続の問題を解明するには多くの困難があり、長い時間を必要としました。結局現在までわたくしの国際私法学は、国際相続法という小さな窓から国際私法を覗きみてきたものに過ぎないともいえようかと思えます。

わたくしは、世界法の理論が、田中先生の宗教観から出発しながら、国際私法のあるべき姿を見事に描き、理論化している点で素晴らしい業績であると思いましたが、同時に、現実に存在している法形式や裁判制度をみると、現実と理念を結び付ける方法が十分に示されておらず、余りにも空想的で、観念的なようにも思われました。この本が書かれた昭和8年という時代を考えればやむ得ぬことともいえますが、余りに理念的で、観念的な理論は、しばしば国家主権によって大きく制約されている国際私法の現実を隠蔽するおそれがあります。世界法の理論の基礎にある哲学に対する疑念は、確か、田中先生が最高裁の長官であられたとき、裁判官に「雑音に耳を貸すな」という趣旨の訓辞を行われたという報道に接し、より強められました。わたくしには、社会のきしみから生じる雑音にも耳を傾けながら、法の理念を法解釈の場で実現するよう努め、苦悩するのが法律家のあるべき姿であるように思われました。わたくしは、少なくともそのような立場で法を研究して行きたいと考えていました。立命館大学から誘いがありましたとき、名古屋大学法学部の助手期間を3年以上残しながら敢えてお世話になることに致しましたのも、当時、三島宗彦先生、塩田親文先生、山手治之先生、畑中和夫先生を始め、敬愛していた先生が多くおられたことでもあります。それ以上に立命館大学が末川博先生を中心とする自由で民主的な雰囲気を持つ庶民の大学であったからでありました。立命館大学、そして、京都という自由な学問的雰囲気の中で、暖かい友情に囲まれて学者生活の大半を送ることができたわたくしは、本当に幸せであったと思っています。

庶民の感覚を基礎として国際私法を研究す



るという観点からみる場合に、日本の国際私法学の最も大きな課題として、古くから日本に在住する在日韓国・朝鮮人や在日台湾・中国人の人々をめぐる渉外的法律問題の解決の実態の科学的把握とその妥当な解決のための解釈論、立法論の構築の課題が浮かび上がって参ります。しかし、いろいろな制約条件の中で、1986年9月13日の立命館大学を会場とした全国青年司法書士会連絡協議会の第15回全国研修会で「定住外国人と家族法研究会」の皆さんとお会いするまでは、この問題に立ち入って研究することができませんでした。わたくしが、現在では少しはこの問題について研究を進めることができましたのは、この研究会とわたくしをいろいろな形で支えて下さった法学部の皆様のおかげであると感謝しております。

立命館大学に赴任した当時から、わたくしが最も悩みましたのは、国際私法は隔年開講、国際私法ゼミは存在しない、大学院には国際私法が開講されていない、という状態でした。当時の法学部には、「現代化、総合化、共同化」というスローガンがありました。わたくしが一生懸命に研究し、国際相続法の論文を書きましても、国際私法の重要性を理解して貰うことが難しいところがありました。ある時、学部の先輩の畑中和夫先生にその不満をぶつけました。先生は、わたくしにその不満に一応耳を傾けられたうえで、「しかし、共同研究などを通じて同僚に理解してもらえる努力をもっとしなければいけないのではないかと忠告されました。とはいわれても、国際相続法を中心に研究してきたわたくしには、テーマを変えるか、拡大しない限り、共同研究の可能性が少ないように思われました。そこで、当時はまだ狭い専門家集団においてのみ興味をもたれていたにすぎない工業所有権の問題であれば、今後重要となる分野であろうし、共同研究の可能性が強まるのではないかと考え、特許を中心とする工業所有権法の問題を国際私法の観点から研究することにいたしました。先に述べました世界法の理論におきましてもすでに、工業所有権法は、手形小切手法、海商法などと並んで、

最も世界法の形成に適する分野であることが指摘されており、国際私法学者の研究が望まれる分野でありました。現に国際私法学会における有力な先輩の学者の幾人かが工業所有権法の研究をしておられました。たとえば、工業所有権の保護に関するパリ条約の制定の際には、国際私法学者が関わっていたといわれており、その規定の背後にある国際私法的発想がわが国においては過小評価されているのではないと思われる点がありました。そこで、留学の機会にこの新たな問題にチャレンジすることにしたのであります。一方では、国際交通や国際情報伝達手段の飛躍的発展などに促された国際化の進展、国際分業の展開などによって世界市場が形成され、工業所有権の国際的保護の適正化が求められますので、伝統的な属地主義が次第に制約されてくるように思われました。そのような未来の工業所有権のあり方の一つをEC(ヨーロッパ共同体)、とりわけ、EC裁判所の判決の中に見いだせるのではないかと考えました。他方では、既に100年以上存続し、工業所有権の国際的保護に重要な役割を果たしておりますパリ条約の構造を国際私法的観点をいれて解明するために、歴史的に見直すとともに、優先権制度を中心に理論的に捉え直そうと試みました。そして、当時京都大学教授であられた北川善太郎先生を中心とする「多国籍企業の活動に関する法律的諸問題」研究会、発明協会の「工業所有権法判例研究会」、「名古屋特許法研究会」をはじめ、多くの研究会で専門家のご教示を受けて国際工業所有権法の問題に関する研究を一定程度進めることができましたし、立命館大学の学内におきましても人文科学研究所の総合研究など共同研究を通じて国際私法の重要性の認識を少しずつ変えることができました。この点では関連する先輩および同僚の皆様にお礼を申し上げなくてはなりません。

これまでの国際私法とわたくしの関係を述べて参りましたが、最後に、これから東京に出てどのような国際私法の研究をするつもりであるかについて少しだけ話してみたいと思います。現在のところ、わたくしは、研究の

対象や方法を大きく変えようと考えているわけではありません。ただ、少しだけ大ボラを吹かせて頂くと、国際私法における当事者意思の意義を見直すことによって、国際私法の全体の新たな理論化、体系化を試みたいと思っています。一方では、WTO(世界貿易機関)の設立をはじめとして人、物、金、情報、サービスの自由化が進み、従来の単純な客観的な連結方法によっては妥当でない結果が生じる問題が増加し、他方では、私人間の私法関係の紛争は、客観的な連結で適切な解決が得られない場合には、当事者の合理的意思を基礎とした主観的な連結で妥当な解決が得られることが少なくないようになってきたと思います。19世紀のヨーロッパ大陸諸国の国際私法学説をみますと、当事者意思によって連結の根拠づけを行う学説が有力でした。19世紀末から20世紀にかけて民族主義の台頭ともなって属人法としての本国法主義が有力になって、従来伝統的に認められてきた住所地主義を否定し、本国法主義を基礎づける必要が生じてきました。その場合に従来の当事者意思による基礎づけでは無理となりますので、少なくとも属人法の支配する領域では当事者意思を排斥する必要が生じてきました。しかし、現在、債権関係ばかりではなく、夫婦財産関係、相続、氏名、不法行為、物権などの分野でも新たに当事者意思が見直されようとしています。その理由はどこにあるのか、債権法で発展してきた理論がどこまで、どのようにして応用できるのか、など説明すべき問題は多く存在します。まだはっきりしたビジョンを描けるわけではありませんが、どうもこの辺に21世紀の国際私法のあり方を解く鍵がありそうにわたくしには思えるのです。このような問題に新たな気持ちでもう一度取り組んでみたいと考えています。

わたくしも既に50代の半ばを過ぎ、人生のたそがれに近づいていることを感じています。それだけに、良好な現在の学問的環境、雰囲気捨てて、なぜわざわざ敢えて苦労するであろう東京に出て行くのか、という多くの友人たちの忠告もよく分かります。しかし、これまでのわたくしの歩んで来た道を振

り返るにつけ、わたくしはチャレンジャーとして庶民の感覚で学問に取り組んで参りましたし、それ以外に私の行く道はありません。誠に勝手なことで申し訳ありませんが、残された時間が少ないだけに、情報がより容易に入手でき、学問的刺激的強い東京でもう一度初心に帰ってチャレンジしてみたいと考えました。まさに、「この道より我を生かす道なし。この道に行く。」という心境でございます。どうかわたくしの気持ちを理解して頂いて、今後も変わらず、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後にお別れの言葉を言わなければなりません。日本流の「さようなら」というのは余りにも寂しく思います。別れに付きまとう寂しさ、孤独感は、今、立命館大学を去ろうとしているわたくしにもどうしようもない程強く存在しています。立命館時代で出会った多くの先輩、同僚の皆さんとの苦しく、また、楽しかった数々の思い出とともに、金沢時代の恩師であられた三島先生や最も気を許していた同僚の一人兼子義人君との突然の別れを、何もできなかったという後悔の念を持って、思い出しています。しかし、東京での新たな出会いとそれを通じて現在よりは少しは成長することによって、皆さんとも新たな素晴らしい出会いができますように、ドイツ流の挨拶で「立命館大学法学部の皆さん！ またお会い致しましょう！」という言葉を残して、できれば笑顔で旅立とうと思っています。

(きだな・しょういち 国際私法)

## オーストラリア・ニュージーランドでの 消費者法調査

国際関係学部教授 堀田 牧太郎

1996年夏のアメリカ、カナダでの調査に続き、1997年1月20日から同月29日までオーストラリア・ニュージーランドでの調査を行ったので、以下に概要を報告する。

国際消費者法の調査は、1994年夏のI O C U 京都会議を契機にして、一挙に国際化した感があるが、同会議への参加者の中にオーストラリア、シドニー大学法学部のハーランド教授がおられた。そこで、1月21日にシドニーに到着するとすぐに同教授と昼食をともしつつ、1994年以降の消費者法の動向について懇談した。その後、ダウタウンにある法学部を訪問し、同教授の研究室でさらに懇談を続け、消費者法の運用について知見を深めた。なお、シドニー大学法学部はシドニー市のダウタウンに高層の校舎を有しており、情報化も進んでおり、立命館大学も参考にすべき点が多い。

1月22日、立命館大学が国際交流協定を有するシドニー郊外のマコーリー大学を訪問したが、先方ではヤーベリー総長、ロックストン副総長が昼食会を開催して歓迎してくれた。ヤーベリー総長は、オーストラリアの国立大学の中でも実力派の女性総長であり、弁護士でもある。その後、法学部長の部屋に移動し、国際法、人権法、消費者法の教員を含めて意見交換を行った。同大学法学部は、アメリカのワイドナー大学法学部と共同で国際環境法の共同セミナーを行っており、その資料も入手した。

1月23日、シドニーからメルボルンへ移動し、メルボルン大学法学部のアジア法センターのマルコム・スミス教授を訪問した。同教授は新たに学部主事として多忙に過ごされていたが、銀行オンブズマンとの面談を手配してくれており、市内のオンブズマン事務所で聞き取り調査を行うことができた。

1月25日、飛行機の乗り換えの都合で、ニュージーランドのクライストチャーチのカンタベリー大学を訪問したが、国際関係学部客員教授としてニュージーランド2000年財団から派遣されたキース・ジャクソン教授と再会することができた。同教授は、自宅で昼食会を開催してくれたが、そこにはカンタベリー大学総長、パローズ副学長（法学部教授・不法行為法）も同席した。カンタベリー大学法学部は、広大なキャンパスにあり、ゆったりとした建物に入っている。非常に学問的な雰囲気をもつ学部であった。

1月27日、ウエリントン入りして、ビクトリア大学商学部のアジア太平洋法律商業センターを訪問し、94年度にアジア2000年財団派遣教授として立命館大学に滞在したティム・ビール博士を訪ね、夕食を博士の自宅でいただいた。そこには、日本法のノッテージ助教授夫妻、日本語担当の伊藤博士ら多数が招かれており、有意義な交流をすることができた。翌28日は、ビクトリア大学法学部で消費者法に関するセミナーを開催し、ブルックス法学部長をはじめ、公法研究所のプール助教授ら20名ほどの教員が集まってくれた。また、ウエリントン市の銀行オンブズマン（女性）もわざわざ参加してくれた。特に、日本法、比較法のトニー・アンジェロ教授は、我々一行を暖かく迎えてくださり、夜には波止場の海鮮レストランに全員を招待してくれた。ビクトリア大学法学部は、ウエリントン市の一等地、すなわち首相官邸と国会議事堂の真ん前にあり、裁判所や官庁にも隣接しており、またその建物は奈良の大仏殿に次いで世界第2の木造建築である。

以上のような学者との意見交換、銀行オンブズマン訪問、その他貴重な経験を積んで、我々4名は29日早朝、日本への帰途についた。（ほった・まきたろう 国際比較法）

## 韓国出張報告 - その1・ソウル -

谷本 圭子

1996年度文部省科研費研究「消費者保護法の国際的ハーモナイゼーション(代表者・長尾治助本学教授)」に関する研究の一環である韓国の消費者法調査のため、長尾治助教授、鹿野菜穂子教授、出口雅久助教授、大河純夫教授、佐上善和教授、久岡康成教授と共に、韓国・ソウルへ。

3月14日(金)

[13:00 - 延世大学訪問]

延世大学校法科大学の金奎奎教授の案内で、延世大学校訪問。

法科大学の教授の方々に出迎えられ、李炯國法学部長より歓迎の挨拶を受ける。

ビデオ撮影室にて、金基永副総長より歓迎の挨拶を受ける。延世大学の紹介ビデオを拝見し、医学学校として1885年にイギリス人により創設されたこと、「鷲」をシンボルとしていることなどが紹介される。

延世大学が保有する博物館に案内され、ここでは書画、朝鮮半島にて古来より使用されてきた道具類、鉱物類、動植物の剥製・標本、大学に関する史料などが、その膨大な量にも関わらず整然と陳列されており、本学スタッフ一同圧倒される。

法学部のスタッフの方々により歓迎の夕食会に招待され、夕食の場においても、約款やクレジットをめぐる問題などについて活発な意見交換が行われた。

3月15日(土)

[8:30 - 大法院(わが国の最高裁判所)訪問]

金教授並びにソウル地方法院北部支院の李鎬元部長判事の案内で、大法院訪問。

大法院裁判研究官徐基錫判事の案内の下、大法院の紹介ビデオを拝見し、韓国の司法制度や、一人の大法院長、12人の大法官、約100名の法官、約100名の事務員が大法院に勤務していることなどが紹介される。

小法廷、大法廷、図書館など、地下2階地上16階の建物内部を見学。建物は1995年に創られたということで真新しい。

[12:00 - 消費者保護院訪問]

紛争処理委員会の梁鉉局委員長より歓迎の挨拶を受け、消費者保護院の業務内容などの説明を受ける。

本学スタッフより何点かの質問が出され、それに答える形で、まず、消費者保護院に持ち込まれる苦情内容について説明がなされた。よくある苦情内容として、冷蔵庫の欠陥やパッケージ旅行などサービスに関連する苦情も多いが、最も多いのが農業に関連する苦情であり特に、購入した「種」が不良であったために思ったような収穫が得られず、莫大な損害を被ったという事例が多いという。

また、消費者保護院での紛争処理の機構について説明がなされた。昨年に持ち込まれた苦情総数約17万件につき、消費者保護院の相談員から企業に対して電話などにより、三者での話し合いの場を持ち解決するという方法が採られる。この方法により多くの紛争が解決される。さらに、残り1万3千件のうち300件にまで絞って消費者保護院から合意勧告がなされ、これを当事者が受け入れなかった場合に、紛争処理委員会による調停に付されるということである。

製品検査・実験室などを見学。

消費者保護院のスタッフの方々により昼食会に招待される。

[15:00 - 成均館大学校訪問]

成均館大学校法科大学の高翔龍教授の司会の下、中央図書館会議室にて「韓・日国際学術交流会」が行われた。

まず、韓国・日本両国側より出席者の紹介がなされ、高教授の通訳の下、報告・質疑応答が行われた。報告内容および報告者は以下の通りである。

消費者保護をめぐる諸問題

- (1) 戦後日本における消費者金融に対する立法と司法 (日本・大河純夫 本学教授)
- (2) 変額保険判決  
(日本・鹿野菜穂子 本学教授  
/ 韓国・崔 成均館大学校教授)
- (3) 銀行取引の説明義務  
(日本・長尾治助 本学教授  
/ 韓国・劉宣基 法学博士)
- (4) 信用 (Credit) 取引と抗弁対抗  
(日本・谷本圭子 本学助教授  
/ 韓国・李致泳 法学博士)

民事訴訟法

- (1) 民事訴訟法の改正問題  
(日本・佐上善和 本学教授,  
出口雅久 本学助教授  
/ 韓国・姜永虎 大法院裁判研究官,  
林治龍 ソウル高等法院判事)

もっとも、時間の都合などにより民事訴訟法に関する報告は行われず、消費者保護に関してのみ、報告・質疑応答がなされた。

成均館大学のスタッフの方々より夕食の招待を受ける。夕食中も、民事訴訟法の改正や、夫婦別姓問題などにつき、活発な意見交換が行われた。

夕食後ホテルにおいても、高教授と本学スタッフとの意見交換は続き、日本と韓国が互いに相手国を尊重しあいながら交流を深める重要性を確認し合った。

今回の韓国訪問においては、韓国側関係者の方々に余りあるご厚意を賜った。特に、延世大学の金洪奎教授、及び、成均館大学校の高翔龍教授には、非常に忙しい時期に(韓国では3月が大学年度はじめ)大勢で訪問したにも関わらず、日本語の通訳や各施設への案内など多大なご苦勞をおかけした。ここに謝意を表したい。

(たにもと・けいこ 民法)

## アメリカン大学ロー・スクールとの 憲法50周年記念シンポジウムの開催

大久保 史郎

はじめに

憲法制定50周年(11月3日)をひかえて、これにふさわしい企画をとという声が学部内で聞こえたのは昨年の年明けだったと思う。国際交流では、94年にドイツのケルン大学法学部と大規模な学部レベルでの交流をおこなったので、今度は東の米国ということになって、96年11月15日に、アメリカン大学ロー・スクールと日本国憲法制定50周年の記念シンポジウムを開催した。個人的な印象を交えた報告である。

1. アメリカン大学ロー・スクールとの連絡

立命館は、80年代末より米国のワシントン D.C. にあるアメリカン大学との研究・交流を重ねてきたが、それは主として大学レベルと国際関係大学院(School of International Service)であって、ロー・スクールとの交流は、前学長代行のMilsteinなどとの個別的なものにとどまっていた。そこで、この機会に学部間の正式な交流に実現すべく、急遽、Deanの Claudio Grossman にFax を送ったら、すぐさま、自分が学部代表団を率いて訪問するとの返事が返ってきた。DeanのGrossmanは国際法が専門

で、米州機構(OAS)の人権委員会委員長である。学部長になったばかりで、日本やアジアとの交流に積極的な姿勢がうかがえた。

日本国憲法50周年記念シンポなので、この二つの国の人権状況を相互に知る機会にすること、憲法、刑事手続および家族法が、最近の動向を含めて、双方の関心と呼ぶだろうということになった。これで憲・民・刑の基本領域をカバーできる。また、米国側からの参加者に女性研究者を含めることを要請する。近年の米国の法曹界における女性の進出、活躍はめざましい。さらに、アムリカ大学ロー・スクールは、首都という地の利を生かして、法曹実務教育(Clinical Method)は全米トップ・ランクにある。卒業生法曹をふくめた学部間交流を念頭において、この領域からの人選も希望した。

連絡してきた参加者リストには、Grossmanの名とともに、とくに要望したりべラルな憲法学者として名声の高いシュウォルツ教授(Herman Schwartz)があったのは喜んだ。もっとも、Vice Deanに加えて、「法と女性」コースや法曹実務教育コースの部長などの学部執行部の主要メンバーが並んでいたのに少々、危惧を感じた。この5名全員が、米国の10月、11月という開講当初の時期に大学を留守できるだろうか、と心配になったからである。ともかく、米国側の意気込みが伝わってきた。そこで、当時、同大学に滞在中の堀田牧太郎教授(国際関係部、英米法)に詳細な打合せを依頼した。

他方で、当方の体制準備に入ることにした。実行委員長は前学部長の久岡康成教授(刑事訴訟法)、事務局長は法学会の教員側幹事である北村和生助教授(行政法)となった。

まずは財政的手当が必要になる。これまでのアムリカ大学と本学との協定ルールにしたがえば、旅費は自己負担だが、滞在費用は当方もちとなる。相手側が配偶者同伴であることも予想しなければならぬと、宿泊費が二倍になると北村氏が心配する(米国の場合、宿泊費は部屋ごとで、何人泊ってもかわらない。イギリスでは一部屋2名に限定するのが多い。日本でもホテルでは部屋ごとの料金になって

きたが、まだまだである)。米国側の返事は、当然に同伴者を伴うという文面である。さらに、レセプションの費用など、法学会の予算ではとてもたりないので、いろいろと工夫をくらすことにした。

## 2.シンポジウムの準備

当日の報告・討議の準備はどうか。日本側は英文訳を用意し、米国側も事前に報告内容を送付し、これを翻訳して、遅くとも当日には参加者に配付することにした。さらに、当日の通訳など、あれこれの手配が必要となる。5月に帰国した堀田、法学部の久岡・北村両名、そして私が準備に取りかかることになった。

まず、国際シンポの場合、この相互連絡に神経を使う場合が多い。報告者を確定することじたいが実は難しい。ましてや、報告を事前に送付するというのは至難の技である。そして、翻訳・通訳を誰がやるか。法学部の名誉にかけても外注はできない。結局、法学部に所属するメアリ・野口、吉岡久美子両教授(英語教育)をお願いし、また、大学院生も動員することにした。問題領域が違つくと、使用用語も文体も全然ちがってくるから、翻訳・通訳は格段に困難になる。あえて、無理を通させてもらおう。もちろん、法学部主催のシンポジウムとして、法学部学生の実質的な参加が不可欠だから、そのために法学会の学生側委員には事前学習会を設定し、これを前述の北村および徳川信治助教授(国際法)が担当とする。

10月に入って、報告原稿は届かない。再再四、Faxを送っても返事がない。DeanのGrossmanの所在がつかめない。どうも米州機構人権委員会の会議でチリに行っているようである。第一に、最終の報告者リストが確定しない。8月末に、長尾治助教授が率いる消費者権の米国調査に私も同行した際に、同学部を訪ね、Grossman自身に会って確認したのである。ついに、相当強硬な内容のFAXを送ったり、相手側の秘書に直接指示することもあった。堀田教授に活躍してもらおうこの頃、

同伴者なしとわかって、北村事務局長が喜ぶ。人員もシンポに集中できるのでありがたい。

しかし、日程調整に苦労する。いつ、どの便で到着するのかがわからない。結局、前日夕方に関西空港に到着、翌日に、シボジウムとレブション、二日目の午前中に近くを観光して、午後に研究会とレブション。そして三日目は山下潔弁護士に無理をお願いして、大阪弁護士会で国際人権に関するDean Grossman の講演を設定してもらった。国際交流は外交交渉を伴う体力勝負の事業でなるのが常である。相手側も、あれこれの連絡からみると、代表団を送りだすのに苦心惨憺していることが伺える。こうして、米国側報告者の全員が確定し、報告資料が届いたのは来日一週間前。その翻訳を大学院の倉田玲君(博士課程、憲法)に依頼して、ハタタと当日を迎えることになった。

### 3. 憲法50周年記念シンポジウム(11月15日)

「日本国憲法50周年記念シンポジウム」は末川会館のホールで始まった。平野仁彦教授(法哲学)の司会で、最初に、生田勝義法学部長とDean Claudio Grossman によるOpening Statement。そして第一部「家族と法」：日本側は二宮周平「変わる家族法と女性の権利」、米国側はNeil Newton, Rights of Women in the United States。二宮報告は近年の婚姻・離婚に関する民法改正動向を中心にしたもの。日本の家族法とくに女性の権利状況

は、ようやく米国側と同じ問題関心とレベルで議論できるようになった。二宮報告の英訳はメアリ・野口、吉岡のお二人にお願いし、米国側に渡しておいた(1997年3月発行のRitsumeikan Law Review No.13に掲載)。Newton教授は、少数民族の権利・法の専門家であるが、女性研究者として、米国における女性の権利獲得の難しさとたくましさ「雄弁に」語った。猛烈なフェイトの典型的なアメリカ人のしゃべり口。性差別を禁止する憲法修正の難しさや憲法判例状況に触れたが、力点は連邦法の制定を手段とした権利獲得に置く報告であった。日本語への要約とコメントは堀田氏。学生の出席もよく、とくに女性がめだった。鹿野菜穂子助教授(民法)のコメントもあり、会場からの学生の質問もありで、会場の雰囲気も上々。討議の通訳はメアリー・野口教授が担当。

昼をはさんで、第二「刑事司法と人権」は久岡康成「日本の刑事司法と国際人権」とRobert Dinerstein, Recent Development in American Criminal Procedure Law and Procedure。午後の司会は市川正人教授(憲法)。久岡報告は日本の刑事裁判制度を概観し、その特徴を「低い犯罪率と高い有罪率」ととらえ、さらに、最近の刑事手続上の諸問題から、接見交通権の問題及び近年、浮上した盗聴の立法化をとりあげて、論じた。予定時間を上回る報告。自ら手がけた英文原稿の作成に苦労したうつぶんが出たのかも知れない(!)。この英文原稿もRitsumeikan Law Review No.13(1997年3月発行)に掲載されている。

Dinerstein報告は、この領域における特徴が連邦・州を問わず、立法・行政・司法全域で治安対策の志向が強まり、刑事被疑者・被告人の憲法上の権利への関心が弱まっている点にあると指摘した。要約とコメントを堀田教授が担当した。

第三部は、大久保史郎「日本国憲法と最高裁判所」とHerman Schwartz, *Constitutional Trends*。大久保報告は戦後50年の最高裁判例史を「抽象的公共の福祉」-「実質的公共の福祉」-「国益論」-「立法裁量論」と概観し、司法官僚下での日本の司法審査制の危機を指摘した。Schwartz報告は、80年代後半以降の連邦最高裁の保守化と人権・連邦制をめぐる判例動向を批判的に特徴づけた。Schwartz教授は、リベラルな週刊誌 *NATION* の常連寄稿者で、80年代の米連邦最高裁の保守化を批判する論陣をはっている。個人的にも面識があったので、私はやりやすかった。質疑応答は吉岡教授が担当。こうして9時30分から5時近くまで、充実した報告、質疑となった。最後に、久岡実行委員長の開会の言葉で幕となった。

休憩のあと、6時よりカルムで学生をまじえたレプションをチャノ助教授と法学会学生の司会で開催した。シンポジウムは、予想以上の学生の参加と迫力ある報告、そして質疑もほどよく出て、まとまりのよい国際シンポになったと思う。多くの先生方が学生の参加に気をもみ、心配していただけに、和気あいあいの談笑となった。米国側も到着翌日の丸一日の会議で、さぞ疲れただろう。学部主催の国際シ

ンポとしては十分に内容・形がとれたので、皆の顔にもホッとした気分が流れた。

#### 4. スタッフ研究会 (11月16日)

翌11月16日は、午前中に二条城や金閣寺の見学のあと、午後から、両学部の執行部間で、今後の研究・教育交流の協議がなされた。米国側は、とくに日本・アジアむけのシンポジウム・セミナーの開設を提案し、立命館側は国際共同研究の推進と法律系大学院の交換留学制度を提案して、今後の協議を約束した。

この後、立命館アカデミア (セミナーハウス) で、法学部の卒業生法曹や他大学研究者をまじえた研究者セミナーを開催した。報告は、Dean Claudio Grossman, *The Organization of American States and the Protection of Human Rights* と Andrew Popper, *Administrative Law Reform* の二本であった。前者は、米州機構(OAS) 人権委員会の組織及び活動の現状解説であった。クセのある、しかし、迫力あるGrossman学部長の弁舌に参加者一同が強烈な印象をうける。後に、法学部教員の間で英語にもいろいろあるとの感想がでる。米国英語になれているはずの私には難しく、なぜか、薬師寺公夫教授 (国際法) はよくわかるという。国際法学者には怪しげな英語を駆使用する者が多いということかもしれない。

後者のポパー教授の報告は、民事賠償に関する立法・訴訟法の現状を語ったが、近年の製造者責任・企業責任をめぐる法制および判例動向に対する激しい批判に力点があった。



日本では、企業責任、製造物責任への追及が米国では厳しという印象であったが、ポパー教授によればこれはまったく誤りで、立法・行政・司法ともに企業側擁護が目立ち、消費者・被害者の権利がますます無視されている傾向にあるという。

この研究会のあと、学部主催のレプションを約30名で開催した。立命館での日程をすべて済まして、翌日の大阪弁護士会人権部会での講演を残すのみとなった。双方ともに気分よく、歓談に努めた。5人のアメリカ大学教員を各々とり囲んで、相当程度、フランクで個人的な会話まで飛び交った由である。ワシントンに位置するアメリカ大学ロースクールと本学部との直接の交流、とくに双方の教員がこうした研究交流を通じて親密になることは、今後の研究情報・人的交流に有形無形のメリットをもたらすことは間違いない。

実は、アメリカ大学ロースクールとは、科学研究費による国際共同研究が本年度1997年より3ヶ年計画で始まる。この意味で、同大学との国際交流はこれから本格化する。

#### むすび

それにしても、これほどの体制と準備期間で、よくこの国際シンポを成功裏に終えることができたと思う。近年、どの大学も国際交流が盛んである。しかし、それは大学レベルか、逆に、ある特定の人的ルートを使った一時的なものが多い。学部レベルで、しかも、ほとんどの法学部教員が無理をすることな

く、当たり前というスタイルで、対応する姿に近年の立命館大学法学部の国際化の水準の高さがでていいる。

一般に、法律、法学はその国特有のナショナルイディックな性格が強い。だから、比較法学なるものが単なる法制度の紹介や比較を超えようとすると、実は、その成立可能性じたいに強い疑問が生まれることになる(そこで、最近では比較法といわずに、外国法ということが多い)。ところが、他方で、法学者ほど他国の見聞・交流に熱心な者はないというのも実情である。それが本能的に他国の統治能力、情報入手に敏感な法学者ゆえなのか、或いは、法学者のある種の職人気質や法学がもつ専門性、技術性に由来するのか、はたまた、生活にかかわるすべてに好奇心を働かせる法学者の世俗さによるのかはわからない。本学でも、法学部は他学部と比較して格段に外国との接触到熱心で、これを楽しむ者が多いことに心強さを感じる。立命館法学部の特色はこの格段の国際性と、近年、若手の同僚の間でとみに増えつつある情報操作エキスパート教員を担い手とする情報化になるかも知れない。何を現実に創造できるかは、もちろんこれからの課題だが、立命館法学部は、21世紀の研究・教育にむけた必須のツールをすでに準備したのではないかと想像するのだが、どうだろう。(なお、このシンポジウムの概況と二宮報告と久岡報告は、Ritsumeikan Law Review No.13にJoint Seminar Proceedingsの項目で掲載されている)

(おおくぼ・しろう 憲法)

十五年戦争のその 初まりに

育ちて果ては 立命に在りて

法学部に おのがじしなる ぶつかると

役割はげに 積み重ねしか

今はかく 頼母しき子ら 勢揃え

後観のミのり さらさら無ければ

いとげんに ごくごく真面目の 四人組が

こころおき無き 只酒の時よ

成実なる集いへの感謝を込めて

丁丑の如月Ni Se 建国記念の日9夜に

松上子 

菊井禮次  
中井美雄  
長尾治功  
松岡正美

# 法学部4人組の

# 自己満足と自己追放の歌四首

北野天神森は光源の文庫  
 敷に法学部若手懇話主催恒  
 例の定年退職者慰労会送  
 の宴にて国際政策両学部  
 の有志をかきたまふ五十余人の集  
 ありてその喧騒かつ有意義の  
 追出しこみばり終りに今日だけは  
 会費無料の四人を無権代表して  
 朗誦したる即興の歌いた

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1997年1月~3月)

- 97年 1月17日 法政研究会：安本典夫氏「法令上の制限と収用補償」  
97年 2月28日 被害法理学研究会：水野五郎氏「消費者のための少額訴訟手続  
- 日本とイギリスの比較研究 - 」  
・大瀬戸豪志氏「知的所有権と消費者保護」  
97年 3月17-18日 高齢化社会プロジェクト研究会：春期合宿  
生田勝義氏「生命と自己決定」  
市川正人氏「人間の尊厳について」  
大河純夫氏「穂積陳重『隠居論』(明治24年・大正4年)を読む」  
鹿野菜穂子氏「成年後見と代理法の検討」  
佐上善和氏「高齢社会における紛争処理制度」  
徳川信治氏「国際人権法と高齢者」  
中井美雄氏「須永醇編『被保護成年者制度の研究』を読んで」  
平野仁彦氏「法における人間像をめぐって」  
松宮孝明氏「医療と刑法」  
和田真一氏「民事責任における高齢者の注意義務・責任能力」  
吉田美喜夫氏「高齢者の深夜労働」

法学部部門別定例研究会： 法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治研究会

---

#### 研究会のご案内

##### 国際学術交流研究会

- 日 時： 97年 4月10日(木) 午後5時~7時  
場 所： 末川記念会館 第3会議室  
テーマ： 「帰責性関連・違法性・有責性」  
報告者： ドイツ ゲッチンゲン大学法学部教授  
エルヴィン・ドイチュ氏  
通訳者： 本学法学部助手 若林 三奈氏

ご都合がよろしければぜひご来席下さい。

---

立命館大学法学部ニューズレター

第8号 1997年3月

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111 (代) / FAX 075-465-8294

---